

調書(決定)

事件の表示 平成 21 年(行ツ)第 336 号
決定日 平成 22 年 2 月 4 日
裁判所 最高裁判所第一小法廷
当事者等 別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示 東京高等裁判所平成 21 年(行コ)第 111 号(平成 21 年 7 月 24 日判決)

裁判官全員一致の意見で,次のとおり決定。

第 1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第 2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは,民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ,本件上告理由は,違憲及び理由の不備・食違いをいうが,その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって,明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成 22 年 2 月 4 日
最高裁判所第一小法廷

当事者目録

上告人	神奈川県
同代表者	神奈川県労働委員会
同補助参加人	X1
同補助参加人	都市交通労働組合
被上告人	神奈川都市交通株式会社